

(仮称) 宮代町手話言語条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 手話が言語であるとの認識に基づき、地域において手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、手話の理解及び普及を図り、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目的とした(仮称)宮代町手話言語条例(以下「条例」という。)の制定に向けた検討を行うため、(仮称)宮代町手話言語条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 条例に盛り込むべき項目や内容に関すること。
- (2) 手話の普及のために必要な取組に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 聴覚障がい者及びその家族
- (3) 福祉関係機関又は福祉関係団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。